「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況

平成30年(2018年) 6月20日 国 税 庁

はじめに~「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況~

- 財務省設置法第19 条には、国税庁の任務として、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現が定められており、申告納税制度の下で、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することが、国税庁の使命とされています。そのため、国税庁では、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様が不公平感を抱かないよう、適正・公平な課税・徴収に努めています。
- 税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、今後とも、納税者の皆様の理解と信頼を得て、国税庁の使命を十分に果たしていくためには、その時々における課税・徴収上の個々の課題に的確に対応していくことはもとより、税の執行上の課題を中心に税務行政の透明性の観点から、中長期的に目指すべき将来像について国税当局として考えていることを明らかにし、着実に取り組んでいくことが重要と考え、平成29年6月に、「税務行政の将来像」(以下、「将来像」という。)として取りまとめ、公表したところです。
- 〇 将来像は、「納税者の利便性の向上(スムーズ・スピーディ)」と「課税・徴収の効率化・高度化(インテリジェント)」を柱に、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、概ね10年後のイメージを示したもので、その実現に向けましては、AI技術等のICTを活用しながら、段階的に取り組むこととしております。
- 今回は、昨年6月の「将来像」公表から約1年が経過したことを踏まえ、これまでの間に具体的に実現した 取組を紹介するほか、併せて、これまでの検討の中で、施策のイメージが具体化したものを紹介します。

平成30年(2018年)6月20日 国税庁

CONTENTS

はじめに	1
税務行政の将来像〜スマート化を目指して〜(2017年版)【抜粋】	3
I 納税者の利便性の向上(スムーズ・スピーディ)	4
申告手続のデジタル化の推進(個人の皆様向け) 【取組例①】スマートフォン・タブレットによる電子申告 【取組例②】e-Tax利用手続の簡便化 【取組例③】年末調整手続の簡便化 申告手続のデジタル化の推進(法人の皆様向け) 【取組例④】法人の電子申告に必要な電子署名の簡便化 【取組例⑤】イメージデータで送信された添付書類の紙原本の保存不要化 【取組例⑥】法人税申告書別表(明細記載を要する部分)のデータ形式の柔 【取組例⑦】国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化 納付手続のデジタル化の推進	·····································
Ⅱ 課税・徴収の効率化・高度化(インテリジェント)	14
調査・徴収事務でのICT・AI等活用のイメージ 調査・徴収事務でのICT・AI等活用に向けた現在の取組	·····14 ····15
Ⅲ 情報システムの高度化	16
将来像実現に向けた情報システムの高度化のイメージ	16
Ⅳ 参考計数・リンク集	17

2017年版

【抜粋】

「税務行政の将来像」 ~ スマート化を目指して~

環境の変化

ICT • AIの進展

マイナンバー制度の導入

経済取引のグローバル化

定員の減少と申告の増加

調査・徴収の複雑・困難化

検討の目的

納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要。

将来像

スマート税務行政

(ICTの活用による納税者の利便性の向上と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保)



ICT社会への 的確な対応

税務手続の 抜本的な デジタル化

税務署に 出向かず簡便 に手続が完了 納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)

カスタマイズ型の情報配信

税務相談の自動化

申告・納付のデジタル化の推進

課税・徴収の効率化・高度化 (インテリジェント)

申告内容の自動チェック

軽微な誤りのオフサイト処理

』 調査・徴収でのAI活用 重点課題への的確な取組

国際的租税回避への対応

富裕層に対する適正課税の確保

大口・悪質事案 への対応

■ 情報システムの高度化

内部事務の集中処理

地方公共団体等との連携・協調

※ この将来像は、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものである。その実現に向けては、e-Taxの使い勝手の改善等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組んでいく。また、情報システムのユーザーとなる納税者のニーズを重視した検討を行っていく。

申告手続のデジタル化の推進(個人の皆様向け)

将来像の実現に向けて(最近の取組)

税務署に出向かず申告手続が完了します!

- 〇 スマートフォン等による電子申告を可能に。
 - → 利用者の多い一般的な給与所得者の医療費控除又はふるさと納税等による還付申告を対象に、 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にスマートフォン・タブレット専用画面 を提供するため、システムを開発。 【平成31年1月導入予定】【取組例①】
- O e-Taxの利用手続を簡便化。
 - i) マイナンバーカード方式の導入:マイナンバーカードによるe-Tax利用者に、よりスムーズな

利用環境を提供。

ii) D・パスワード方式の導入 :上記以外の方でも、対面による本人確認に基づき事前に税務

署長が通知したID・パスワードによるe - Taxの利用を可能に。

【平成31年1月導入予定】 【取組例②】

年末調整手続の簡便化を進めます!

〇 従業員の皆様が、保険会社等から電子的に交付された控除証明書等を活用して簡便・正確に控除 申告書を作成し、勤務先に提出できる仕組み(年末調整控除申告書作成システム)を提供。

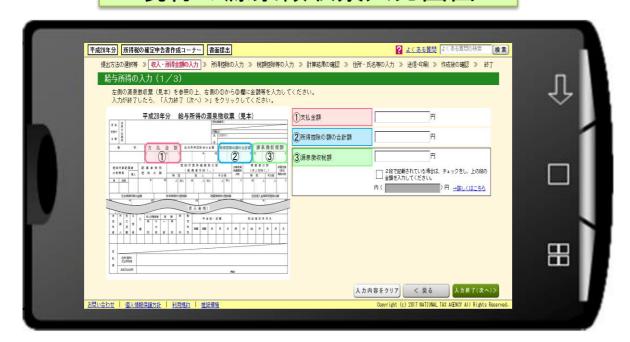
【平成32(2020)年10月導入予定】<u>【取組例③】</u>

申告手続のデジタル化の推進(個人の皆様向け)

【取組例①】スマートフォン・タブレットによる電子申告

利用者の多い一般的な給与所得者の医療費控除又はふるさと納税等による還付申告を対象としたスマートフォン・タブレット専用画面を開発し、電子申告の普及を進めます。

現行の源泉徴収票入力画面



スマホ専用画面 メニュー 確定申告書作成コーナー 源泉徴収票の入力 勤務先から交付を受けた給与の源泉徴収票の内容を入力 例: 7,140,000 所得控除の額の合計額 例: 2,556,160 例: 172,900 住宅借入金等特別控除の額 例: 200,000 住宅借入金等特別控除可能額 13⊟ ▼ 例: 15,000,000 < 戻る (C) NATIONAL TAX AGENCY.



申告手続のデジタル化の推進(個人の皆様向け)

【取組例②】e - Tax 利用手続の簡便化

現行方式ではID・パスワードに加え、マイナンバーカード・ICカードリーダライタによる本人認証が必要ですが、 平成31年1月からは以下のような簡便な方式の利用も可能となります。

パスワード

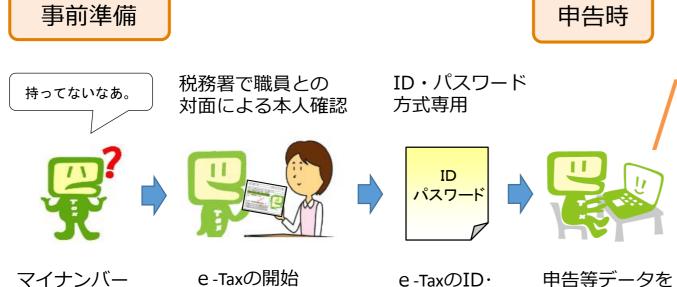
~平成31年(2019年) 1月以降のe-Taxの利用のイメージ~



申告時に準備するもの 〇 マイナンバーカード方式

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxヘログインするだけで、より簡単にe-Taxの利用開始、申告等データの作成・送信を可能に。

※ ICカードの読取が可能なスマホでもマイナンバーカード方式が利用できるよう検討中。



パスワードの受領

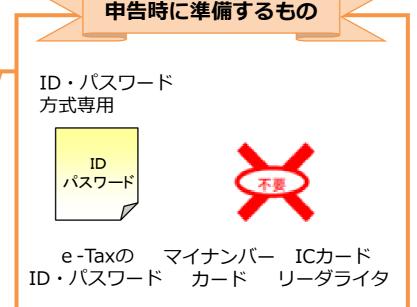
作成・送信

届出書の提出

スワ

· ド 方

カードの取得



マイナンバー ICカード

リーダライタ

O ID・パスワード方式

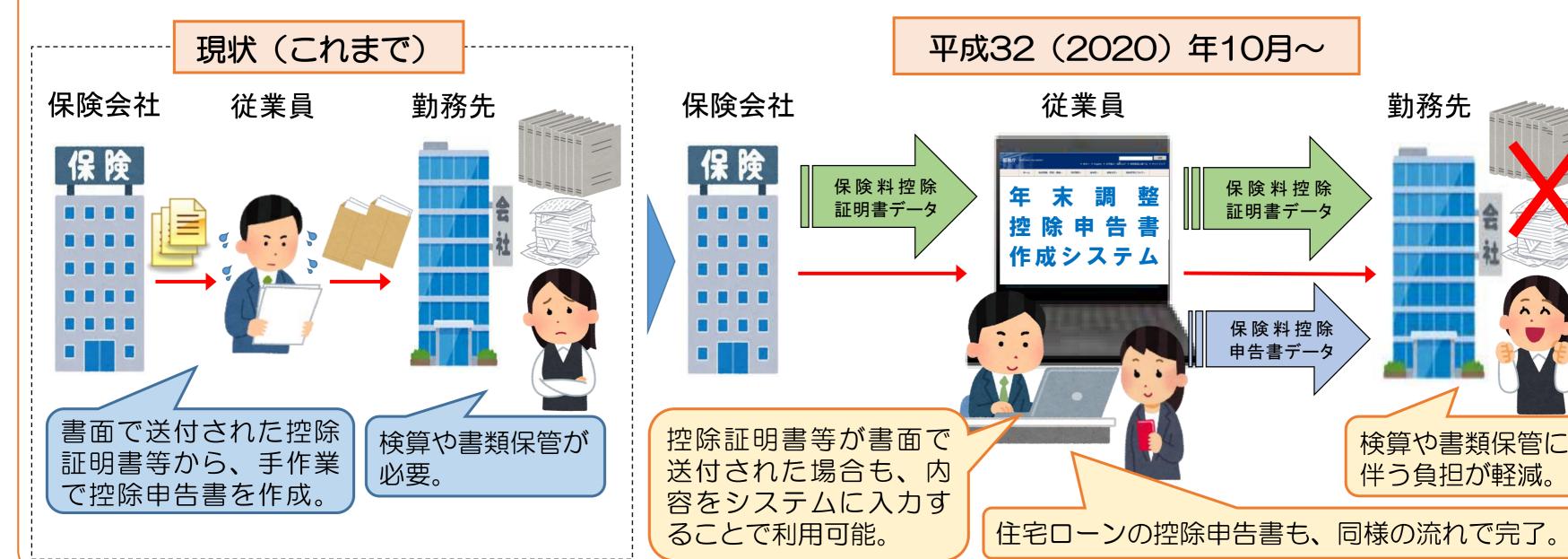
マイナンバーカード及びICカードリーダライタをお持ちでない方でも、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードのみで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信が可能に。

申告手続のデジタル化の推進(個人の皆様向け)

【取組例③】年末調整手続の簡便化

I C T の活用による年末調整手続の簡便化のため、<u>年末調整控除申告書作成システム(※)</u>を提供します。 【平成32(2020)年10月導入予定】

- 国税庁ホームページからアプリケーションを無料ダウンロード。
 - → 控除証明書等のデータを取り込めば、所定の項目に自動転記(簡便・正確に申告書データを作成)。
 - → 内容確認後、そのまま勤務先にオンライン提出可能。
 - ※ システムの仕様公開を通じ、民間ベンダー等によるシステム開発も促進。



申告手続のデジタル化の推進(法人の皆様向け)

将来像の実現に向けて(最近の取組)

納税者の皆様が法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう、デジタル化の推進等の環境整備に取り組みます。

☆ 平成30年度税制改正により、大法人については法人税等の電子申告が義務付けられました。

【平成32(2020)年4月以後開始する事業年度(課税期間)について適用】

認証手続を簡便化します!

○ 法人の電子申告に必要な電子署名の簡便化【平成30年4月以後の申告】

【取組例④】

提出情報等のスリム化を進めます!

○ イメージデータで送信された添付書類の紙原本の保存不要化【平成30年4月以後の申請等】

【取組例⑤】

データ形式を柔軟化します!

○ 法人税申告書別表(明細記載を要する部分)のデータ形式の柔軟化

【平成31年4月以後の申告】 【取組例⑥】

(注)財務諸表等についても、データ処理の円滑化の観点からデータ形式を柔軟化【平成32(2020)年4月以後の申告】

提出方法の拡充を進めます!

- O e Taxの送信容量の拡大【平成31年1月以後の申告】
- 添付書類の提出方法の拡充(光ディスク等による提出) 【平成32(2020) 年4月以後の申告】

提出先の一元化(ワンスオンリー化)を進めます!

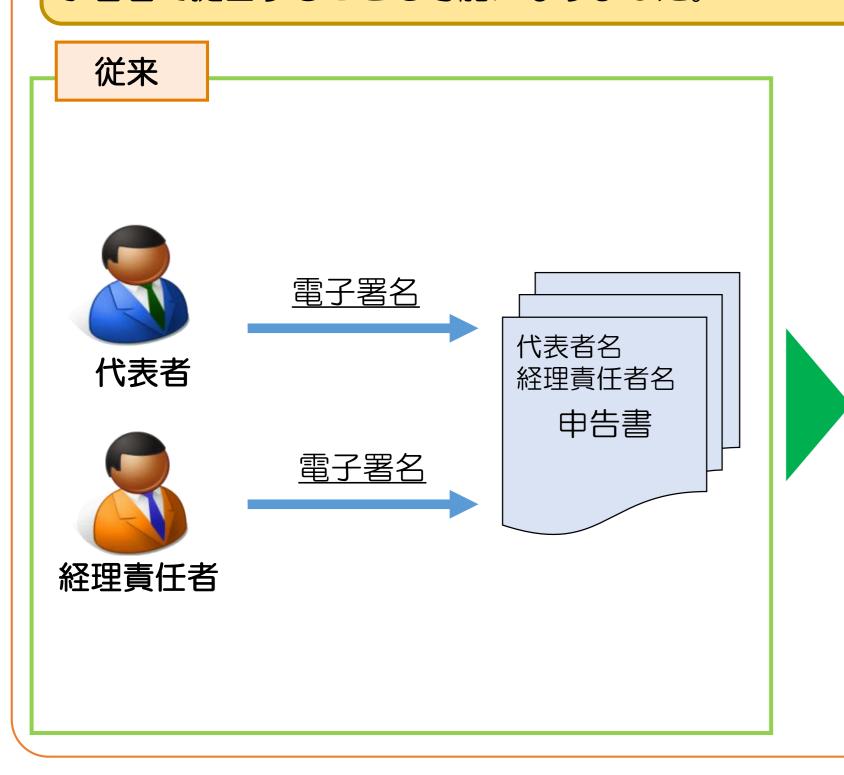
- 〇 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化【平成32(2020)年4月以後の申告】<u>【取組例⑦】</u>
- 〇 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除【平成32(2020)年3月以後の申告】

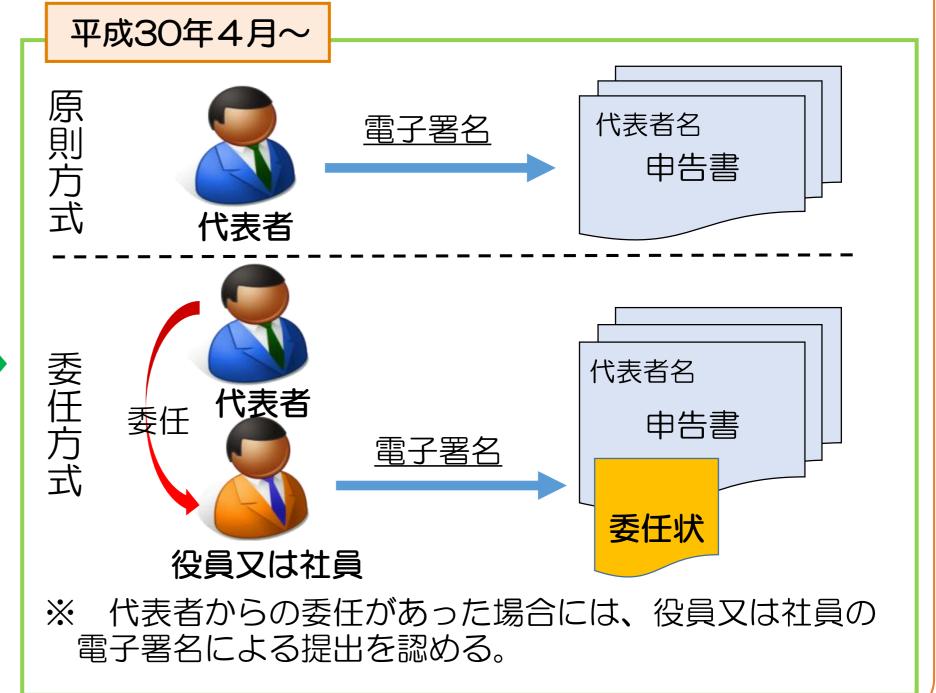
申告手続のデジタル化の推進(法人の皆様向け)

【取組例④】法人の電子申告に必要な電子署名の簡便化

法人税法の改正により、法人の電子申告について、代表者の電子署名のみで提出可能(経理責任者の電子署名 は不要)になりました。

また、代表者の電子署名に代えて、当該代表者の委任状を添付することにより、委任を受けた役員・社員の電子署名で提出することも可能になりました。

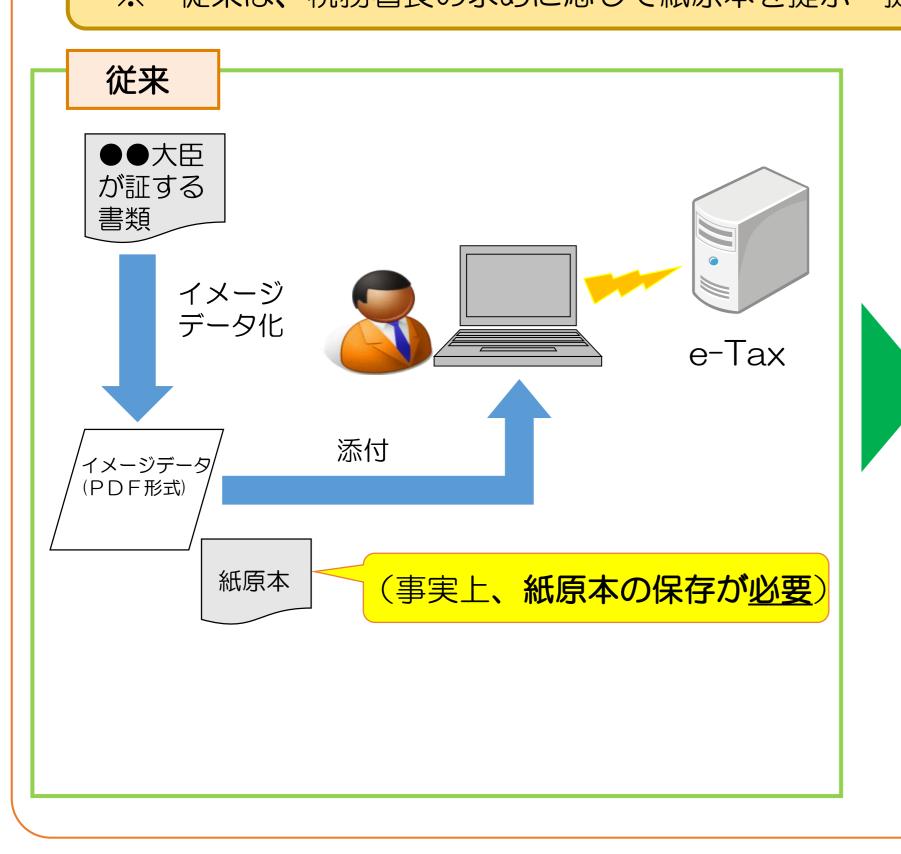


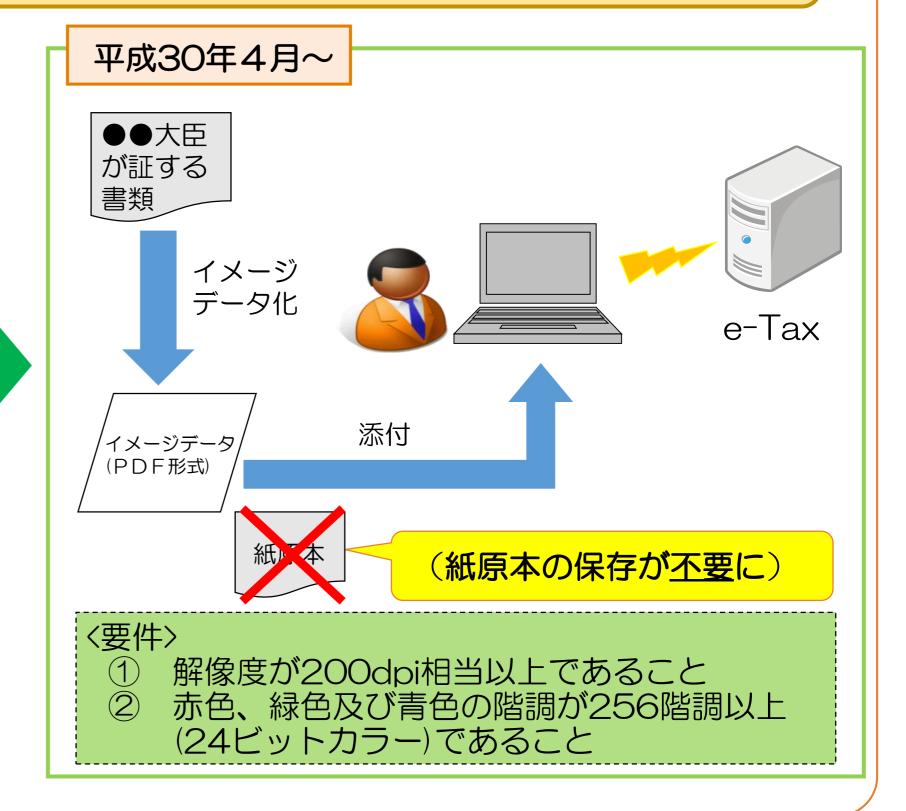


申告手続のデジタル化の推進(法人の皆様向け)

【取組例⑤】イメージデータで送信された添付書類の紙原本の保存不要化

送信するイメージデータについて、一定の解像度・階調の要件を付した上で、紙原本の保存を不要とします。 ※ 従来は、税務署長の求めに応じて紙原本を提示・提出する義務がありましたが、これを廃止しました。





申告手続のデジタル化の推進(法人の皆様向け)

【取組例⑥】法人税申告書別表(明細記載を要する部分)のデータ形式の柔軟化

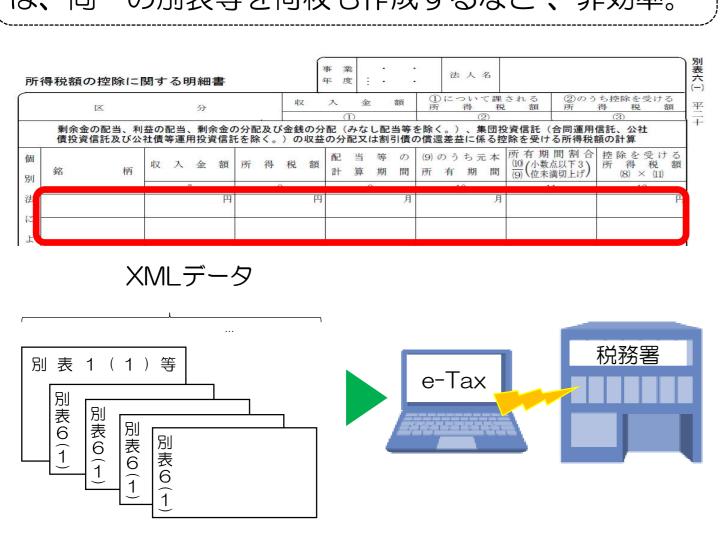
別表のうち明細記載を要する部分(所得税額の控除に関する明細書(別表6(1))など)について、現状のデータ形式(XML形式)に加え、CSV形式による提出を可能とします(国税庁から標準フォームを提供)。

※ このほか、勘定科目内訳明細書や財務諸表についても、データ処理の円滑化の観点を踏まえた形で柔軟化。

現状(これまで)

企業内のデータをXMLに変換するための調整作業 が煩雑。

また、記載欄が少ないため、記載量が多い場合には、同一の別表等を何枚も作成するなど、非効率。



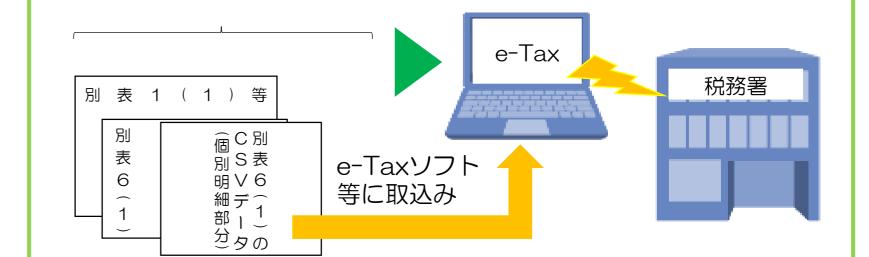
平成31年4月~

XMLデータ + CSVデータ

企業内データを変換するための作業が軽減される。記載量が多くなる場合でも、効率的に別表等を作成可能。



※ CSVデータ作成用の標準フォーム(Excel)を提供予定。



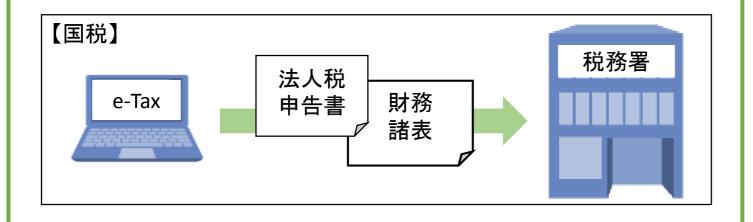
申告手続のデジタル化の推進(法人の皆様向け)

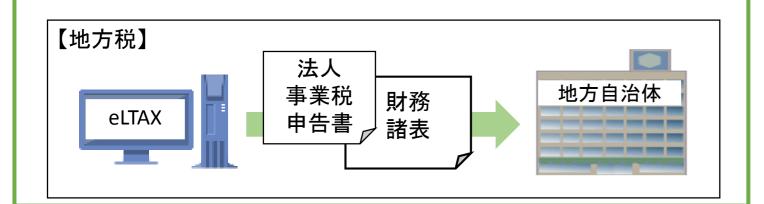
【取組例⑦】国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化

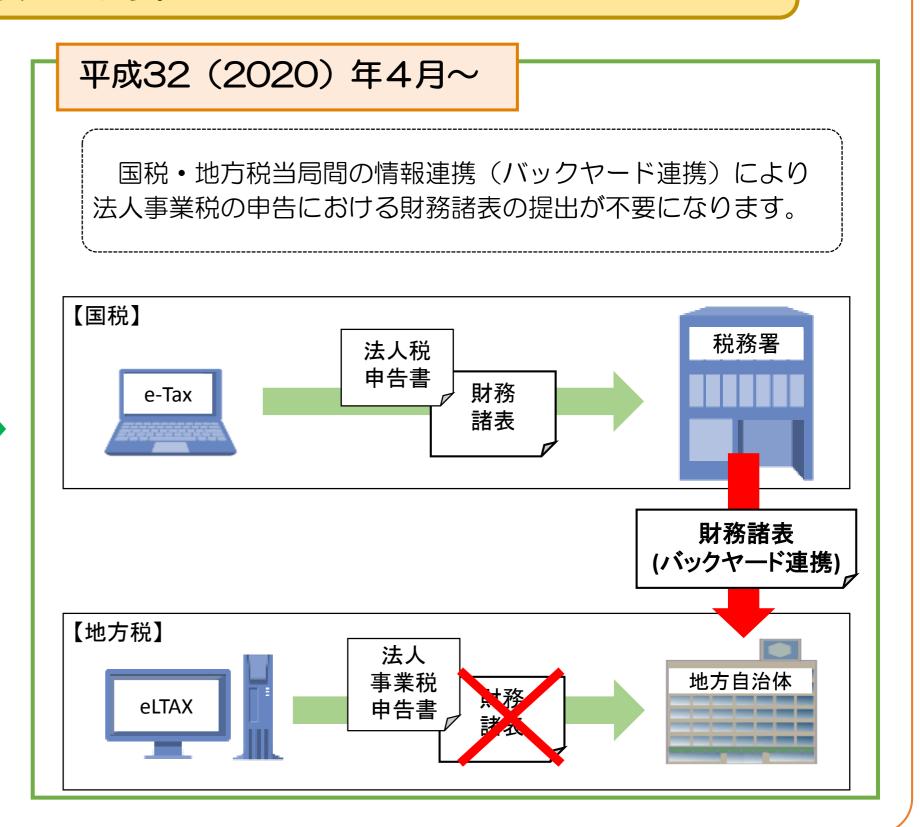
法人税の電子申告により財務諸表が提出された場合には、国税・地方税当局間の情報連携により、 法人事業税の申告における財務諸表の提出を不要にします。

現状(これまで)

法人税の申告、法人事業税の申告それぞれにおいて、 財務諸表の提出が必要であるため、同じ財務諸表を税務 署及び地方自治体それぞれに提出する必要があります。







納付手続のデジタル化の推進

将来像の実現に向けて(最近の取組)

ダイレクト納付について、複数の金融機関の口座登録が可能になりました!

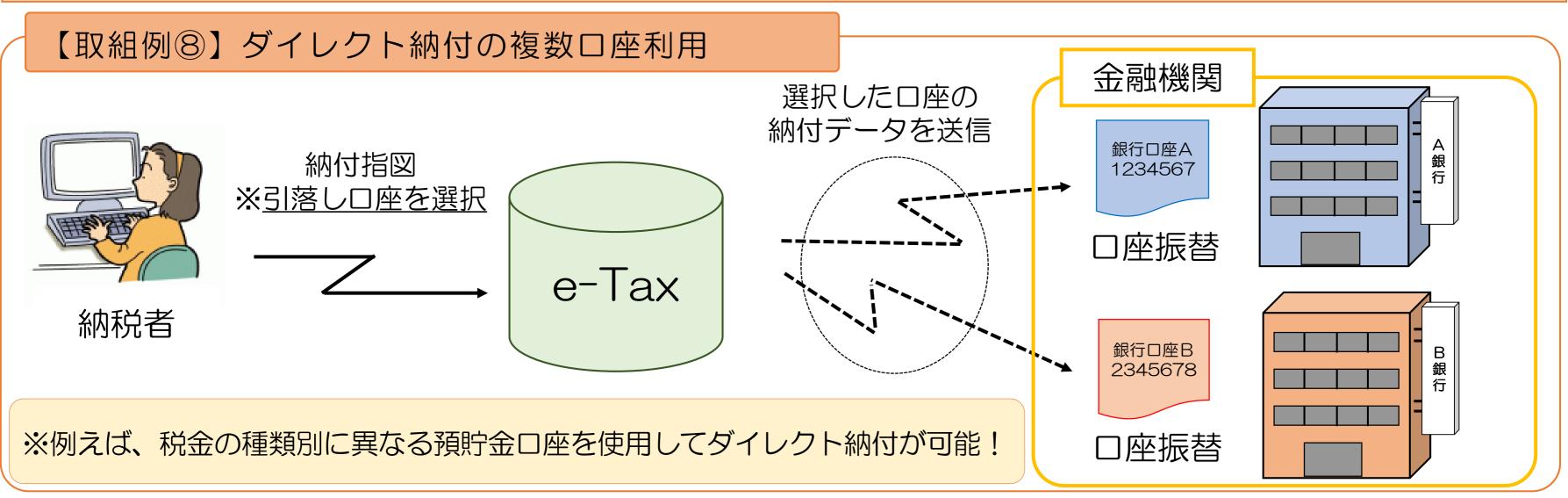
• ダイレクト納付の際に利用する預貯金口座を選択可能とすることで、例えば、源泉所得税や法人税等、税金の種類別に異なる預貯金口座を使用してダイレクト納付が可能に。【平成30年1月導入済み】<u>【取組例8】</u>

QRコードを利用したコンビニ納付を可能にします!

• 自宅等において、確定申告書等作成コーナー等から納付に必要な情報をQRコードとして出力することで、コンビニでの納付が可能に。※ QRコード(PDF)をスマホに表示させて納付も可能。

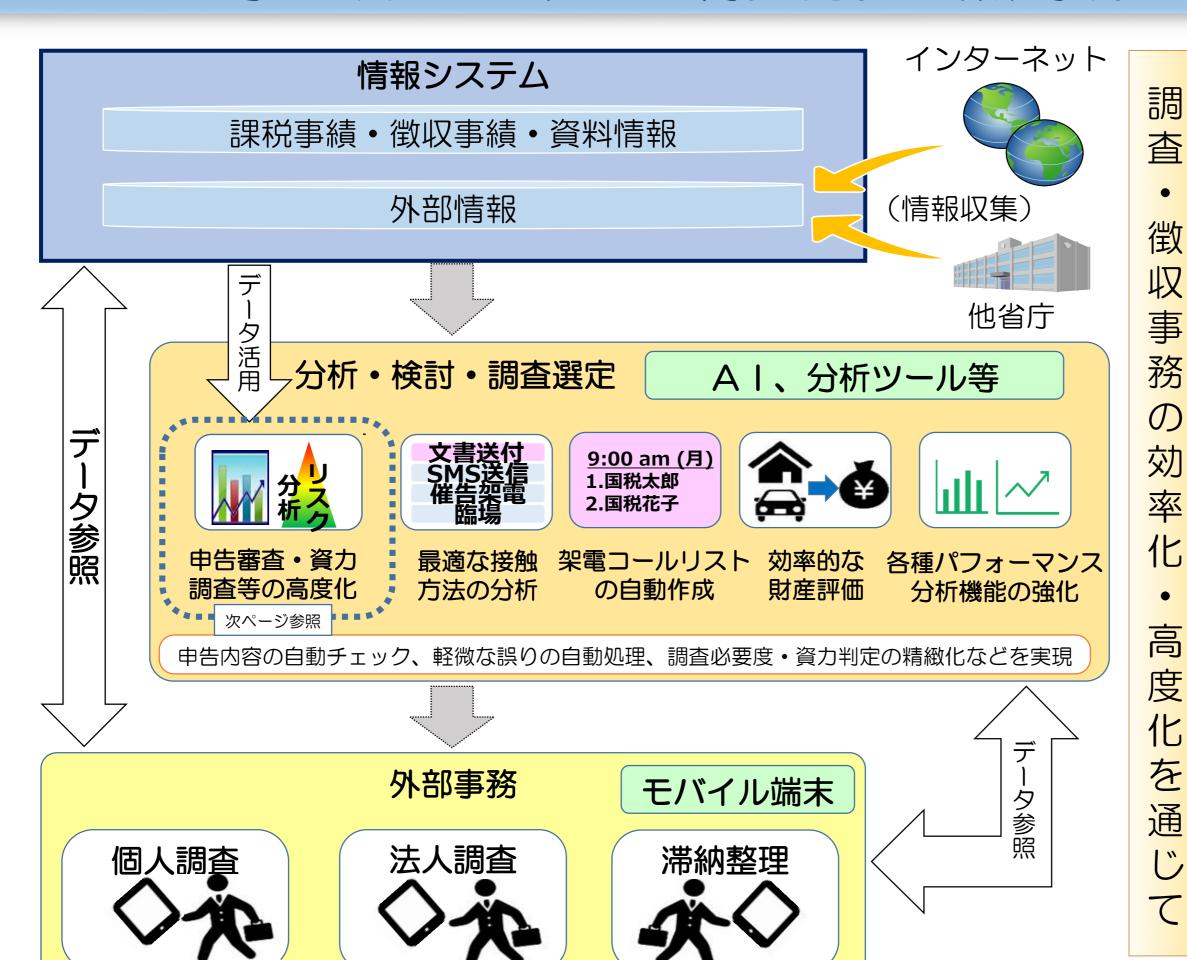


【平成31年1月導入予定】



調査・徴収事務でのICT・AI等活用のイメージ

ICT・AI等を活用した効率的かつ高度な調査・徴収事務を目指します。



重点課題への的確な取組

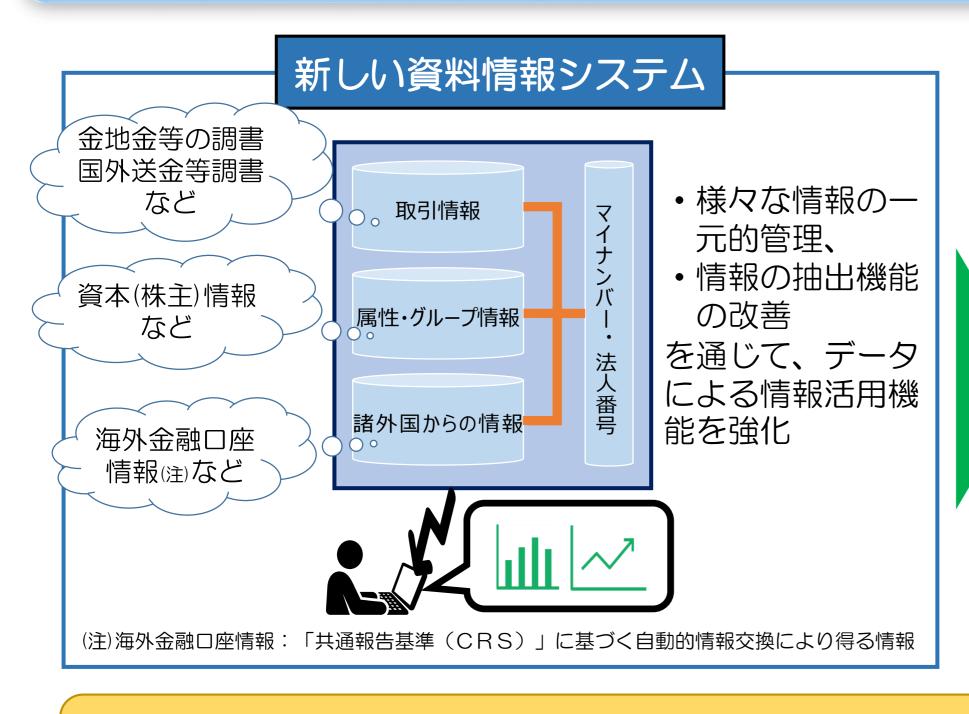
国際的租税回避への対応

富裕層に対する適正課税の確保

大口・悪質事案への対応

調査・徴収事務でのICT・AI等活用に向けた現在の取組

調査・徴収事務でのICT・AI等活用に向け、現在、各種資料情報の管理システムの再構築に取り組んでいます。 【平成32(2020)年以降導入予定】



(課税・徴収の効率化・高度化)

- ・マイナンバーや法人番号をキーにした 資料情報の横断的な活用
- ・データによる資料情報の機動的・多角 的な分析



 \rightarrow



各種情報の効率的 な分析による調査 必要度や資力の判 定を促進 国際、富裕層、 大口・悪質事案 への取組の充実

組織として保有する各種情報の網羅的な有効活用を促進



申告審査・資力調査等の高度化を通じて重点課題へ的確に対応

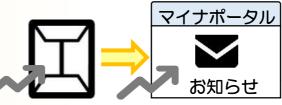
将来像実現に向けた情報システムの高度化のイメージ

「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に向けて、情報システムの高度 化を目指します。

その際、ICT・AIの技術動向や働き方の多様化等の経済社会の変化等を踏まえ、将来像に 掲げた取組について随時見直しを行います。

マイナポータル等を活用した利便性の向上

- 申告時期の案内等、ニーズに沿ったタイムリーな情報配信
- 各種控除証明書等、確定申告・年末調整に 必要な情報を一元的に確認し活用する仕組 みを検討

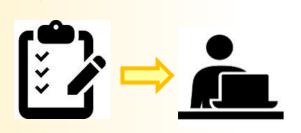


必要データの拡充(データの電子化・関係機関とのデータ連携等)

- ・関係機関とのデータ連携による、添付書類の削減 データ (制度面等も併せて要検討)
- 外国税務当局から日本の居住者の金融口座情報を入手する等、データ の拡充により適切な所得把握を行うことで、適正な課税・徴収を実現

システムチェックの強化

- 書面(紙)からデータ中心の 事務への転換(ペーパレス)
- 各種業務処理の簡便化





- ①マイナポータルとの連携強化
- ②必要データの拡充(電子化等) ③各種チェック機能の強化
- ④自動化ツール
- ⑤AI・分析ツール
- ⑥モバイル端末機能

大量反復的な業務の自動化

- 業務処理時間の削減
- 削減された業務量は、調査・ 徴収の外部事務へ振り向け



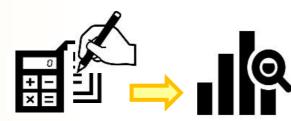




データ

AIや分析ツールを活用した申告審理や調査選定

- より高度な調査選定や資力判定の実施
- 優先度判定、最適な接触方法の導出



モバイル端末を活用した外部事務

・実地調査や滞納整理における機動的かつ 効率的な事務処理の実施





(注1)システム面の検討に当たっては、最新の各種セキュリティ対策の導入等、極めて重要な納税者情報の取扱いに細心の注意を払います。

(注2) 本内容については、今後の検討や技術動向等を踏まえ、変更になる可能性があります。

参考計数①

【所得税の申告件数(各年分の申告件数)】

	平元	平28	平元との対比
申告件数 (万件)	1,697	2,169	+472 (約1.3倍)
うち還付 (万件)	659	1,258	+599 (約1.9倍)

【法人数(事務年度末時点)】

	平元	平28	平元との対比
法人数 (万法人)	235	308	+73 (約1.3倍)

【大規模法人数に占める連結法人割合(事務年度末時点)】

	平15	平28	平15との対比
連結法人数 (法人)	1,678	10,783	+9,105 (約6.4倍)
連結法人割合 (%)	4.6	34.2	+29.6Pt

※ 連結納税制度の導入は14年度。

【実調率(事務年度)】

	平元	平28	平元との対比
個人実調率(%)	2.3	1.1	△1.2Pt
法人実調率(%)	8.5	3.2	△5.3Pt

【定員数(会計年度)】

	平9 (ピーク時)	平29	平9 (ピーク時) との対比
定員数(人)	57,202	55,667	△1,535 (約2.7%減)

【国外財産調書の提出件数(各年分の提出件数)】

	平25 (導入時)	平28	平25(導入時) との対比
国外財産調書 (件)	5,539	9,102	+3,563 (約1.6倍)
財産総額 (億円)	25,142	33,015	+7,873 (約1.3倍)

【申告所得税の所得金額が1億円超の者数(各年分の申告人数)】

	平19	平28	10年前との対比
所得金額1億円超 (人)	17,057	20,501	十3,444 (約1.2倍)

【相続税の課税価格が1億円超の者数(各年分の申告人数)】

	平19	平28	10年前との対比
課税価格1億円超(人)	36,988	42,954	+5,966 (約1.2倍)

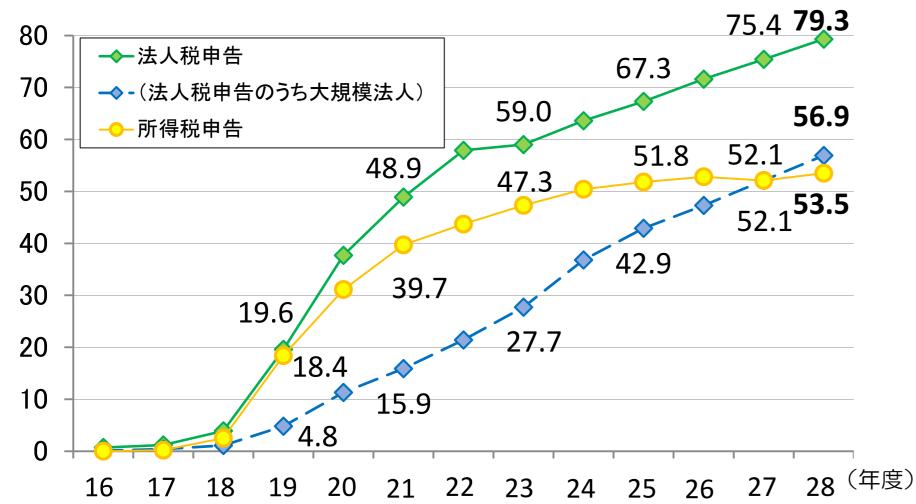
※ 上記の人数は、相続税額のある申告書に係るものである。

- ※1 事務年度とは、7月から翌年の6月末までの期間をいう。
 - 2 「個人実調率」は、実地調査(20年分以降は実地着眼調査を含む。)の件数を、税額のある申告を行った納税者数で除したもの。
 - 3 「法人実調率」は、実地調査の件数を、決算期が到来した法人数で除したもの。

参考計数②

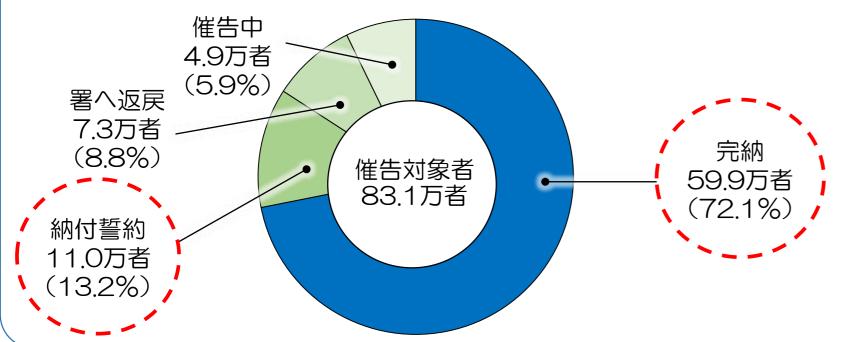
【e-Taxの利用率の推移(会計年度)】

○ 平成16年6月から全国で運用を開始



※ 本資料において、大規模法人とは、原則として資本金額が1億円以上の法人をいう。

【納税コールセンターでの滞納整理状況(平成28年7月~平成29年6月)】
〇 納税コールセンターの集中催告により、全体の8割が完納・納付誓約



Topics: データ引継ぎの拡大

- 〇 平成29年1月より、地方公共団体で受け付けた確定申告データを税務署に送信する「データ引継ぎ」の運用を開始しています。
- データ引継ぎによる処理効率化で、納税者の皆様への還付を早期に行えるようになるとともに、 税務署・地方公共団体双方の事務量が削減されます。
- 〇 平成29年分のデータ引継ぎについては、利用団体数、利用件数ともに前年の確定申告期の実績を大きく上回りました。

	平28	平29
利用団体数 (団体)	236	713
利用件数 (件)	144,914	455,302

○ 国税庁としては、引き続き、地方公共団体等と の連携・協調を進めます。

参考リンク

- 税務行政の将来像~スマート化を目指して~ https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2017/syouraizou/index.htm
- O e Taxの利用手続を簡便化します(個人の皆様向け)
 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/kojin_e-tax_riyou2.pdf
- 大法人の電子申告の義務化の概要について http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm
- 法人の皆様向けの利便性向上施策 http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/sesaku.htm
- ダイレクト納付口座の複数利用の開始について
 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/fukusu_kaisi.htm
- 国際戦略トータルプラン-国際課税の取組の現状と今後の方向https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/strategy/index.htm
- このほかの取組についても、国税庁ホームページをご覧ください。 https://www.nta.go.jp/